

証券会社に関する内閣府令(平成十年総理府・大蔵省令第三十二号)

改正案	現行
<p>(情報通信の技術を利用する方法)</p> <p>第二十九条の二 法第四十条第二項の内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法(以下この条及び第三十条において「電磁的方法」という。)とする。</p> <p>一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイからニまでに掲げるもの</p> <p>イ 証券会社等(証券会社又は証券会社との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを顧客若しくは証券会社の用に供する者をいう。以下この条において同じ。)の使用に係る電子計算機と顧客等(顧客又は顧客との契約により顧客ファイル(専ら当該顧客の用に供せられるファイルをいう。以下この条において同じ。))を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。))の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。))を送信し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録する方法(法第四十条第二項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、証券会社等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに</p>	<p>(情報通信の技術を利用する方法)</p> <p>第二十九条の二 法第四十条第二項の内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法(以下この条及び第三十条において「電磁的方法」という。)とする。</p> <p>一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの</p> <p>イ 証券会社の使用に係る電子計算機と顧客の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p>

その旨を記録する方法)

ロ 証券会社等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた当該顧客の顧客ファイルに当該記載事項を記録する方法(法第四十条第二項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、証券会社等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

ハ 証券会社等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法

ニ 閲覧ファイル(証券会社等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであつて、同時に複数の顧客の閲覧に供するため当該記載事項を記録させるファイルをいう。以下この条において同じ。)に記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

2 前項各号に規定する方法は、次に規定する基準に適合するものでなければならない。

一 顧客が閲覧ファイル又は顧客ファイルへの記録を出力すること

ロ 証券会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供し、当該顧客の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法(法第四十条第二項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、証券会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(新設)

(新設) 対象書面のうち、 、 、 、 の場合のみ)

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、顧客がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

(新設)

により書面を作成できるものであること。

二 前項第一号に規定する方法（顧客の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記載事項を記録する方法を除く。）にあつては、記載事項を顧客ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を顧客に対し通知するものであること。ただし、顧客が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。

三 前項第一号二に規定する方法にあつては、顧客が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を顧客ファイルに記録するものであること。

四 前項第一号八又は二に規定する方法にあつては、当該記載事項に掲げられた取引を最後に行った日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、顧客の承諾（令第十五条の四に規定する方法による承諾をいう。）を得て前項第一号イ、ロ若しくは前項第二号に掲げる方法により交付する場合又は顧客による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

イ 前項第一号八に規定する方法については、顧客ファイルに記載された記載事項

（新設）

（新設）

（新設）対象書面のうち、
、
、
の場合には「当該記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日」を「当該信託契約期間の終了日若しくは顧客が当該投信を解約又は売り付けた日」とする。この場合、本来記録を継続することが求められる内容は実際には約款に記載された内容なので、五年間交付した目論見書の記録が維持された後は信託期間の終了後五年間を経過するまでの間約款に代えて記録することを可能とする。（ ）

<p>口 前項第一号二に規定する方法については、閲覧ファイルに記録された記載事項</p> <p>五 前項第一号二に規定する方法にあつては、前号に掲げる期間を経過するまでの間において、第三号の規定により顧客が閲覧ファイルを開覧するために必要な情報を記録した顧客ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させること。但し、閲覧の提供を受けた顧客が接続可能な状態を維持させることについて不要である旨通知した場合はこの限りでない。</p> <p>3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、証券会社等の使用に係る電子計算機と、顧客ファイルを備えた顧客等又は証券会社等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p>	<p>(対象書面のうち、 、 、 、 の場合のみ)</p> <p>(新設)対象書面のうち、 、 、 、 の場合のみ)</p> <p>3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、証券会社の使用に係る電子計算機と、顧客の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

対象書面は次のとおり。

- 目論見書（証券取引法第十五条）
- 外国証券内容説明書（証券取引法第二十三条の十四第一項に基づく企業内容等の開示に関する内閣府令第十四条の十六第二項第二号イ）
- 転売制限等告知書（証券取引法第二十三条の十四第二項）
- 取引説明書（証券取引法第四十条）
- 取引報告書（証券取引法第四十一条（含む省略書面としての累投契約書）（証券取引法第四十一条に基づく証券会社に関する内閣府令第三十条第二項各号））、資産の流動化に関する法律第五十条の四）
- 取引残高報告書（証券取引法第八十八条に基づく府令第六十条）

投信法上の約款に係る書面（投資信託及び投資法人に関する法律第二十六条、第二十八条、第三十条、第三十二条）
運用報告書（投資信託及び投資法人に関する法律第三十三条）